

⑰ 保険加入状況	加入 ※保険契約書別添	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ ）	
	未加入	保険事故 (内容)		
		保険金額		
⑱ 提携医療機関	機関名			
	所在地			
	電話番号			
	提携内容			

⑲ 届出年月日の前日において職務に従事している職員の配置数 (令和 年 月 日現在)										
A 事業所長			B 保育従事者 (Aを除く)				C 合計 (A+B)			
資格の有無等	人		人				人			
	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
	・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人				
	従事している		看護師	人	看護師	人				
	従事していない		准看護師	人	准看護師	人				
	・資格 (従事している場合に記入)		家庭的保育者	人	家庭的保育者	人				
	保育士		基準で定める研修修了者	人	基準で定める研修修了者	人				
看護師			人		人					
准看護師		その他 ( )	人	その他 ( )	人					
その他 ( )			人		人					

⑳ 職務に従事している職員の配置予定数 (平均的な職員配置)										
A 事業所長			B 保育従事者 (Aを除く)				C 合計 (A+B)			
資格の有無等	人		人				人			
	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
	・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人				
	従事している		看護師	人	看護師	人				
	従事していない		准看護師	人	准看護師	人				
	・資格 (従事している場合に記入)		家庭的保育者	人	家庭的保育者	人				
	保育士		基準で定める研修修了者	人	基準で定める研修修了者	人				
看護師			人		人					
准看護師		その他 ( )	人	その他 ( )	人					
その他 ( )			人		人					

⑰ 保険加入状況	加入 ※保険契約書別添	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ ）	
	未加入	保険事故 (内容)		
		保険金額		
⑱ 提携医療機関	機関名			
	所在地			
	電話番号			
	提携内容			

⑲ 届出年月日の前日において職務に従事している職員の配置数 (令和 年 月 日現在)												
A 事業所長			B 保育従事者 (Aを除く)				C その他職員 (A, Bを除く)			D 合計 (A+B+C)		
資格の有無等	人		人				人			人		
	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人	常勤	人
	・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人		
	従事している		看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人		
	従事していない		准看護師	人	准看護師	人		人		人		
	・資格 (従事している場合に記入)		家庭的保育者	人	家庭的保育者	人		人		人		
	保育士		その他	人	その他	人		人		人		
看護師			人		人		人		人			
准看護師			人		人		人		人			
その他 ( )			人		人		人		人			

※ 有資格者 (保育士・看護師・准看護師) については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

⑳ 職務に従事している職員の配置予定数 (平均的な職員配置)												
A 事業所長			B 保育従事者 (Aを除く)				C その他職員 (A, Bを除く)			D 合計 (A+B+C)		
資格の有無等	人		人				人			人		
	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人	常勤	人
	・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人		
	従事している		看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人		
	従事していない		准看護師	人	准看護師	人		人		人		
	・資格 (従事している場合に記入)		家庭的保育者	人	家庭的保育者	人		人		人		
	保育士		その他	人	その他	人		人		人		
看護師			人		人		人		人			
准看護師			人		人		人		人			
その他 ( )			人		人		人		人			

※ 有資格者 (保育士・看護師・准看護師) については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

②① 施設に在籍している保育従事者数	人
(内訳) <u>保育士</u>	△
<u>看護師・准看護師</u>	△
<u>居宅訪問型保育研修(基礎研修)修了者</u>	△
<u>子育て支援員研修(地域保育コース)修了者</u>	人
<u>子育て支援員研修(上記以外)修了者</u>	△
<u>家庭的保育者等研修修了者</u>	人
その他( )	人
②② 職員の研修等の参加状況	参加(研修名等: 年 月) 参加者数(名) 無
	(研修名等: 年 月) 参加者数(名)
	(研修名等: 年 月) 参加者数(名)

②③ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL	
-----------------------------	--

(添付書類)

- 1 (利用料金の記載に当たり、当様式により難い場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
- 2 有資格者(保育士、看護師・准看護師)について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 認可外指導監督基準第1の1(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類

②① 施設に在籍している保育従事者数	人
<u>うち、研修受講の有無</u>	人
<u>保育の質の向上のための研修</u>	人
子育て支援員研修	人
家庭的保育者等研修	人
その他( )	人
②② 職員の研修等の参加状況	参加(研修名等: 年 月) 参加者数(名) 無
	(研修名等: 年 月) 参加者数(名)
	(研修名等: 年 月) 参加者数(名)

\* ②①、②②については、研修の終了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類を添付すること。

②③ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL	
-----------------------------	--

\* マッチングサイトのページを印刷する等、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類を添付すること。

### 記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
  - ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
  - ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【③】 ・NPO法人…特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人…上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
  - ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

【⑦】 管理者名は、事業所長等貴事業所における責任者の氏名及び職名を記入してください。

【⑩】 系列事業所数は、届出事業所を含めた数を記入し、届出事業所の所在する都道府県内にある系列事業所数を内数として記入してください。

【⑪】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。

【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるものを○で囲んでください。

【⑭-1】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑭-2】 利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴事業所において職員配置等を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

【⑯】 届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含まれます。「学童」は届出年月日の前日にあなかった小学生以上の児童数を記入してください。

【⑰】 保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定し、事業所設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【⑱】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

### 記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
  - ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
  - ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【③】 ・NPO法人…特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人…上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
  - ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

【⑦】 管理者名は、事業所長等貴事業所における責任者の氏名及び職名を記入してください。

【⑩】 系列事業所数は、届出事業所を含めた数を記入し、届出事業所の所在する都道府県内にある系列事業所数を内数として記入してください。

【⑪】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。

【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるものを○で囲んでください。

【⑭-1】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑭-2】 利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴事業所において職員配置等を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。

【⑯】 届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含まれます。「学童」は届出年月日の前日にあなかった小学生以上の児童数を記入してください。

【⑰】 保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定し、事業所設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【⑱】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴事業所における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外指導監督基準第1の1(2)で定める研修の修了者について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入してください。

職務に従事する全ての職員（施設長、保育従事者）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。個人で事業を実施している場合は当該個人の参加状況を記入してください。

子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。

届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、常勤換算（それぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴事業所における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、常勤換算（それぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

保育に従事している職員のこれまでの研修の受講状況について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入してください。

職務に従事する全ての職員（事業所長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。ただし、事業開始の日から届出年月日の前日までに参加した研修が3回以上の場合、その全てを記入してください。

子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。

(様式2：事前指導)

保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ

1 認可外保育施設について

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事(指定都市市長、中核市市長を含む。以下同じ。)が認可している認可保育所以外のことを総称して認可外保育施設と呼んでいます。認可外保育施設の開設に当たっては、以下の事項に留意してください。

2 設置後の届け出について

児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1か月以内に都道府県知事に対する届け出が義務付けられています。都道府県知事が定める設置届出書にご記入のうえ、必ず1か月以内に届け出をしてください。また、事業開始後、届け出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届け出が必要となりますので、ご注意ください。(児童福祉法第59条の2)

なお、上記届け出を怠ったり、虚偽の届け出をした場合は過料が課せられる場合があります。(児童福祉法第62条の4)

(注)以下のいずれかに該当する施設は、届出対象外施設となります。ただし、届出対象施設と同様、都道府県等による指導監督の対象となります。

(削る)

(削る)

(削る)

(様式2：事前指導)

保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ

1 認可外保育施設について

保育を行~~な~~うことを目的とする施設であって都道府県知事(指定都市市長、中核市市長を含む。以下同じ。)が認可している認可保育所以外のことを総称して認可外保育施設と呼んでいます。認可外保育施設の開設に当たっては、以下の事項に留意してください。

2 設置後の届け出について

児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1か月以内に都道府県知事に対する届け出が義務付けられています。都道府県が定める設置届出書にご記入のうえ、必ず1か月以内に届け出をしてください。また、事業開始後、届け出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届け出が必要となりますので、ご注意ください。(児童福祉法第59条の2)

なお、上記届け出を怠ったり、虚偽の届け出をした場合は過料が課せられる場合があります。(児童福祉法第62条の4)

(注)以下のいずれかに該当する施設は、届出対象外施設となります。ただし、届出対象施設と同様、都道府県等による指導監督の対象となります。

① 事業主が雇用する労働者の乳幼児を保育するために設置する施設又は保育を委託する施設であって、当該事業主が雇用する労働者の乳幼児のみの保育を行う施設

② 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を保育するために設置する施設又は保育を委託する施設であって、当該事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児のみの保育を行う施設

③ 厚生労働大臣が定める組合がその構成員の乳幼児を保育するために設置する施設又は保育を委託する施設であって、当該組合の構成員の乳幼児のみの保育を行う施設

① 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児のみを保育する施設（例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。）

② 親族間の預かり合い（利用者が四親等内の親族を対象。）

③ 親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり

④ 一時預かり事業を行う施設

⑤ 病児保育事業を行う施設

⑥ 子育て援助活動支援事業の対象となる乳幼児の預かり

⑦ 半年を限度として臨時に設置される施設

⑧ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設（注：幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（上記施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など、在園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは届出の対象となる。）

### 3 サービス内容の揭示等について

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の揭示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面等の交付を行わなければなりません。（児童福祉法第59条の2の2～4）

#### (1) サービス内容の揭示（児童福祉法第59条の2の2）

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を揭示することが必要です。

④ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児のみを保育する施設（例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。）

⑤ 親族間の預かり合い（利用者が四親等内の親族を対象。）

⑥ 親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり

⑦ 一時預かり事業を行う施設であって、当該事業の対象となる乳幼児のみの保育を行う施設

⑧ 病児保育事業を行う施設であって、当該事業の対象となる乳幼児の保育のみを行う施設

(新設)

⑨ 半年を限度として臨時に設置される施設

⑩ 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（同一敷地内等）

### 3 サービス内容の揭示等について

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の揭示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面の交付を行わなければなりません。（児童福祉法第59条の2の2～4）

#### (1) サービス内容の揭示（児童福祉法第59条の2の2）

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を揭示することが必要です。

<p>(揭示内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名</li> <li>・建物その他の設備の規模及び構造</li> <li>・施設の名称及び所在地</li> <li>・事業を開始した年月日</li> <li>・開所している時間</li> <li>・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</li> <li>・入所定員</li> <li>・保育士その他の職員の配置数又はその予定</li> <li>・<u>設置者及び職員に対する研修の受講状況（法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に限る。）</u></li> <li>・<u>保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</u></li> <li>・<u>提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容</u></li> <li>・<u>緊急時等における対応方法</u></li> <li>・<u>非常災害対策</u></li> <li>・<u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></li> </ul> <p>(2) 利用者に対する契約内容等の説明（児童福祉法第59条の2の3） 利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。</p> <p>(3) 契約時の書面<u>等</u>交付（児童福祉法第59条の2の4） 利用契約が成立した時は、その利用者に対し、契約内容等を記載した書面<u>等</u>を交付することが必要です。</p> <p>(書面<u>等</u>交付内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</li> </ul>	<p>(揭示内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名</li> <li>・建物その他の設備の規模及び構造</li> <li>・施設の名称及び所在地</li> <li>・事業を開始した年月日</li> <li>・開所している時間</li> <li>・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</li> <li>・入所定員</li> <li>・保育士その他の職員の配置数又はその予定</li> </ul> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 利用者に対する契約内容等の説明（児童福祉法第59条の2の3） 利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。</p> <p>(3) 契約時の書面交付（児童福祉法第59条の2の4） 利用契約が成立した時は、その利用者に対し、契約内容等を記載した書面を交付することが必要です。</p> <p>(書面交付内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</li> </ul>
---	--



- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

#### 4 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、「認可外保育施設指導監督基準」（別添）に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

#### 5 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

都道府県知事は、保育を目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

#### 6 法的根拠

認可外保育施設（届出対象外施設も含む。）であっても、児童福祉法に基づき都道府県知事が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第 59 条第 1 項）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 62 条第 7号）

- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

#### 4 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、「認可外保育施設指導監督基準」（別添）に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

#### 5 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

都道府県知事は、保育を目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

#### 6 法的根拠

認可外保育施設（届出対象外施設も含む。）であっても、児童福祉法に基づき都道府県知事が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第 59 条第 1 項）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 62 条第 3号）



7 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。(児童福祉法第59条第3項～第5項)

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第61条の4)

8 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

この文書の照会先

.....

様式3・4 (略)

7 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。(児童福祉法第59条第3項～第5項)

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第61条の4)

8 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

この文書の照会先

.....

様式3・4 (略)

(様式5：報告徴収(ただし、法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設を除く。))

番 号  
日 付

(施設設置者、管理者) 殿

〇〇〇〇

運営状況について(照会)

貴殿の設置(管理)する〇〇〇〇について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条第1項及び59条の2の5の規定に基づき、別紙により当職あて月 日までご報告ください。

なお、正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第62条第7号の規定により、罰則が適用される場合があります。

また、次のような事例が生じた場合についても、速やかにご報告ください。

- (1) 責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合(死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等)
- (2) 当該施設に24時間、かつ、週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合

おって、児童福祉法の趣旨、仕組み等は参考のとおりですので、ご承知おき願います。

(参考)

保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について

1 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営(児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等)に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

(様式5：報告徴収(ただし、法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設を除く。))

番 号  
日 付

(施設設置者、管理者) 殿

〇〇〇〇

運営状況について(照会)

貴殿の設置(管理)する〇〇〇〇について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条第1項及び59条の2の5の規定に基づき、別紙により当職あて月 日までご報告ください。

なお、正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第62条第7号の規定により、罰則が適用される場合があります。

また、次のような事例が生じた場合についても、速やかにご報告ください。

- (1) 責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合(死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等)
- (2) 当該施設に24時間、かつ、週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合

おって、児童福祉法の趣旨、仕組み等は参考のとおりですので、ご承知おき願います。

(参考)

保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について

1 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営(児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等)に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

## 2 法的根拠

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事の認可を受けていないものについても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。(児童福祉法第59条第1項、第59条の2の5)

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第62条第7号)

## 3 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。(児童福祉法第59条第3項～第5項)

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第61条の4)

4 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

なお、消防部局、衛生部局等においても消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、これに従って改善措置をとる必要があることにも留意して下さい。

この文書の照会先

.....

## 2 法的根拠

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事の認可を受けていないものについても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。(児童福祉法第59条第1項、第59条の2の5)

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第62条第7号)

## 3 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。(児童福祉法第59条第3項～第5項)

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第61条の4)

4 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

なお、消防部局、衛生部局等においても消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、これに従って改善措置をとる必要があることにも留意して下さい。

この文書の照会先

.....

運営状況報告

令和 年 月 日現在

① 施設 の 名称					
② 施設 の 所在地	〒			Tel	
	最寄り駅	線	駅	バス 徒歩	分 分
③ 設 置 主 体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体				
④ 設 置 者 名					
⑤ 設 置 者 住 所	〒				
	Tel				
⑥ 代 表 者 名	(氏名)		(職名)		
⑦ 管 理 者 名	(氏名)		(職名)		
⑧ 管 理 者 住 所	〒				
	Tel				
⑨ 事 業 開 始 年 月 日	年 月 日				
⑩ 系 列 施 設	有 (系列施設数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所)				無
⑪ 開 所 時 間	通常開所時間	時間外開所時間		備 考	
	平日	: ~ :	: ~ :		
	土曜日	: ~ :	: ~ :		
	日・祝祭日	: ~ :	: ~ :		
⑫ 提供する サービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳)	※1 0歳児の場合は、 月齢まで記入する こと。		※2 サービスの内容 は、「記載上の注 意」により分類す ること。	
	・定期契約 ( " 歳 ~ 歳)				
	・一時預かり ( " 歳 ~ 歳)				
	・夜間保育 ( " 歳 ~ 歳)				
	・24時間保育 ( " 歳 ~ 歳)				
	・ ( ) ( " 歳 ~ 歳)				
⑬ 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中・夜間別 所得別 その他 ( ) 設定なし				

運営状況報告

令和 年 月 日現在

① 施設 の 名称					
② 施設 の 所在地	〒			Tel	
	最寄り駅	線	駅	バス 徒歩	分 分
③ 設 置 主 体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体				
④ 設 置 者 名					
⑤ 設 置 者 住 所	〒				Tel
	(氏名)		(職名)		
⑦ 管 理 者 名	(氏名)		(職名)		
⑧ 管 理 者 住 所	〒				Tel
⑨ 事 業 開 始 年 月 日	平成 年 月 日				
⑩ 系 列 施 設	有 (系列施設数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所)				無
⑪ 開 所 時 間	通常開所時間	時間外開所時間		備 考	
	平日	: ~ :	: ~ :		
	土曜日	: ~ :	: ~ :		
	日・祝祭日	: ~ :	: ~ :		
⑫ 提供する サービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳)	※1 0歳児の場合は、 月齢まで記入する こと。		※2 サービスの内容 は、「記載上の注 意」により分類す ること。	
	・定期契約 ( " 歳 ~ 歳)				
	・一時預かり ( " 歳 ~ 歳)				
	・夜間保育 ( " 歳 ~ 歳)				
	・24時間保育 ( " 歳 ~ 歳)				
	・ ( ) ( " 歳 ~ 歳)				
⑬ 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中・夜間別 所得別 その他 ( ) 設定なし				

⑭ 利 用 料 金	利用形態	月極額	定期契約	一時預かり	( )	その他
	年齢	(月)	単位(時間)	単位(時間)	単位( )	
	0歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	1歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	2歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	3歳児	円	円	円	円	・日用品・文房具費 円
	4歳児	円	円	円	円	・行事参加費 円
	5歳児	円	円	円	円	・通園送迎費 円
	6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	( ) 円
	学童	円	円	円	円	( ) 円

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
⑮定員	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

※法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、( )内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること。

⑯保育している児童の人数		(令和 年 月 日現在)								
年 齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
在園時間	昼間	午後8時までにお迎え	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	夜間	午後10時までにお迎え	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	深夜	午後10時～午前2時までにお迎え	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	宿泊	午前2時～翌朝にお迎え	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	24時間	24時間お迎えなし	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	計		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

※( )内には、一時預かり児童数を再掲すること。

⑭ 利 用 料 金	利用形態	月極額	定期契約	一時預かり	( )	その他
	年齢	(月)	単位(時間)	単位(時間)	単位( )	
	0歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	1歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	2歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	3歳児	円	円	円	円	( ) 円
	4歳児	円	円	円	円	( ) 円
	5歳児	円	円	円	円	( ) 円
	6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	( ) 円
	学童	円	円	円	円	( ) 円

※上記料金の記載に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別・年齢別料金がかかる書類を添付すること。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
⑮定員	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

⑯保育している児童の人数		(令和 年 月 日現在)								
年 齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
在園時間	昼間	午後8時までにお迎え	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	夜間	午後10時までにお迎え	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	深夜	午後10時～午前2時までにお迎え	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	宿泊	午前2時～翌朝にお迎え	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	24時間	24時間お迎えなし	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	計		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

※( )内には、一時預かり児童数を再掲すること。

年 齢 保育状況										計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童		
⑪ 時間帯別の在籍 児童数 (月極め・定期 契約・一時預か りを含めた延べ 数で記入してく ださい。)	7:00～8:59									
	9:00～16:59									
	17:00～17:59									
	18:00～18:59									
	19:00～19:59									
	20:00～21:59									
	22:00～23:59									
	0:00～6:59									
上記のうち主たる保育時間である11時間について再掲 : ~ :										

⑫職務に従事している職員の配置数 (令和 年 月 日現在)

A 施設長	B 保育従事者 (Aを除く)		C その他職員 (A, Bを除く)		D 合計 (A+B+C)						
	人 ( ) 人	人 ( ) 人	人 ( ) 人	人 ( ) 人	人 ( ) 人	人 ( ) 人					
※上記 ( ) 内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。											
資格の有無等	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	人
	・保育業務への従事 従事している	保育士 人 看護師 人	保育士 人 看護師 人	調理員 人 看護師 人	調理員 人 その他 人	調理員 人 その他 人					
	従事していない	准看護師 人	准看護師 人	人 ( )	人 ( )						
	・資格(従事している場 合に記入)	家庭的保育者 人	家庭的保育者 人								
	保育士	基準で定める研修 修了者 人	基準で定める研修 修了者 人								
	看護師	修了者 人	修了者 人								
	准看護師	その他 人	その他 人								
その他 ( )	( )	( )									

年 齢 保育状況										計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童		
⑪ 時間帯別の在籍 児童数 (月極め・定期 契約・一時預か りを含めた延べ 数で記入してく ださい。)	7:00～8:59									
	9:00～16:59									
	17:00～17:59									
	18:00～18:59									
	19:00～19:59									
	20:00～21:59									
	22:00～23:59									
	0:00～6:59									
上記のうち主たる保育時間である11時間について再掲 : ~ :										

⑫職務に従事している職員の配置数 (令和 年 月 日現在)

A 施設長	B 保育従事者 (Aを除く)		C その他職員 (A, Bを除く)		D 合計 (A+B+C)						
	人 ( ) 人	人 ( ) 人	人 ( ) 人	人 ( ) 人	人 ( ) 人	人 ( ) 人					
※上記 ( ) 内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。											
資格の有無等	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	人
	・保育業務への従事 従事している	保育士 人 看護師 人	保育士 人 看護師 人	調理員 人 看護師 人	調理員 人 その他 人	調理員 人 その他 人					
	従事していない	准看護師 人	准看護師 人	人 ( )	人 ( )						
	・資格(従事している場 合に記入)	家庭的保育者 人	家庭的保育者 人								
	保育士	その他 人	その他 人								
	看護師	( )	( )								
	准看護師										
その他 ( )											

※ 有資格者(保育士・看護師・准看護師)については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。



⑬ ⑭のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務の体制												
ア 有資格者（保育士、看護師・准看護師の資格あり）												
職名	勤務形態	勤務時間帯								勤務時間		
(例) 保育従事者(保育士)	常勤・非常勤	~8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時~	8時間
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
常勤換算後の人数 総勤務時間										総勤務時間		
( ) 時間 ÷ 8時間 = ( ) 人												

\* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ ア以外の職員												
職名	勤務形態	勤務時間帯								勤務時間		
	常勤・非常勤	~8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時~	
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
常勤換算後の人数 総勤務時間										総勤務時間		
( ) 時間 ÷ 8時間 = ( ) 人												

\* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

⑳ 嘱託医の有無	有	無
㉑ 管理栄養士・栄養士の有無	管理栄養士 ( ) 人	栄養士 ( ) 人

⑬ ⑭のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務の体制												
ア 有資格者（保育士、看護師・准看護師の資格あり）												
職名	勤務形態	勤務時間帯								勤務時間		
(例) 保育従事者(保育士)	常勤・非常勤	~8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時~	8時間
	常勤・非常勤											
	常勤											
	非常勤											
	常勤											
	非常勤											
常勤換算後の人数 総勤務時間										総勤務時間		
( ) 時間 ÷ 8時間 = ( ) 人												

\* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ ア以外の職員												
職名	勤務形態	勤務時間帯								勤務時間		
	常勤・非常勤	~8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時~	
	常勤・非常勤											
	常勤											
	非常勤											
	常勤											
	非常勤											
常勤換算後の人数 総勤務時間										総勤務時間		
( ) 時間 ÷ 8時間 = ( ) 人												

\* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

⑳ 嘱託医の有無	有	無
㉑ 管理栄養士・栄養士の有無	管理栄養士 ( ) 人	栄養士 ( ) 人

②職務に従事している職員の配置予定数（平均的な職員配置）										
A 施設長		B 保育従事者（Aを除く）			C その他職員（A、Bを除く）			D合計（A+B+C）		
人		人			人			人		
( )人		( )人			( )人			( )人		
※上記( )内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。										
資格の有無等	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	・保育業務への従事	保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人	
	従事している	看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人	
	従事していない	准看護師	人	准看護師	人	( )	( )	( )	( )	
	・資格（従事している場合に記入）	家庭的保育者	人	家庭的保育者	人					
	保育士	基準で定める研修	人	基準で定める研修	人					
	看護師	修了者	人	修了者	人					
	准看護師	その他	人	その他	人					
その他( )	( )	人	( )	人						

② ②のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務体制の予定												
ア 有資格者（保育士・看護師・准看護師の資格あり）												
職名	勤務形態	勤務時間帯									勤務時間	
(例) 保育従事者（保育士）	常勤・非常勤	~8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時~	8時間
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
常勤換算後の人数 総勤務時間										( )時間 ÷ 8時間 = ( )人		

\* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

②職務に従事している職員の配置予定数（平均的な職員配置）										
A 施設長		B 保育従事者（Aを除く）			C その他職員（A、Bを除く）			D合計（A+B+C）		
人		人			人			人		
( )人		( )人			( )人			( )人		
※上記( )内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。										
資格の有無等	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	・保育業務への従事	保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人	
	従事している	看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人	
	従事していない	准看護師	人	准看護師	人	( )	( )	( )	( )	
	・資格（従事している場合に記入）	家庭的保育者	人	家庭的保育者	人					
	保育士	基準で定める研修	人	基準で定める研修	人					
	看護師	( )	人	( )	人					
	准看護師	その他	人	その他	人					
その他( )	( )	人	( )	人						

\* 有資格者（保育士・看護師・准看護師）については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

② ②のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務体制の予定												
ア 有資格者（保育士・看護師・准看護師の資格あり）												
職名	勤務形態	勤務時間帯									勤務時間	
(例) 保育従事者（保育士）	常勤・非常勤	~8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時~	8時間
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
常勤換算後の人数 総勤務時間										( )時間 ÷ 8時間 = ( )人		

\* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ ア以外の職員												
職名	勤務形態	勤務時間帯										勤務時間
		～8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時～	
	常勤・非常勤	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	
	常勤・非常勤	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	
	常勤・非常勤	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	
	常勤・非常勤	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	
	常勤・非常勤	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	
常勤換算後の人数 総勤務時間											総勤務時間	
( ) 時間 ÷ 8時間 = ( ) 人												

\* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

㉔ 施設に在籍している保育従事者数	人
(内訳) 保育士	△
看護師・准看護師	△
居宅訪問型保育研修(基礎研修)修了者	△
子育て支援員研修(地域保育コース)修了者	人
子育て支援員研修(上記以外)修了者	△
家庭的保育者等研修修了者	人
その他( )	人

㉕ 保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他( )
	※保険契約書別添	保険事故(内容)	
	未加入	保険金額	

㉖ 提携医療機関	機関名	
	所在地	
	電話番号	
	提携内容	

㉗ 施設設備	専用設備		乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室	調理室	医務室
	児童用便所						
	室名	保育室等	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室		
	室数	室	室	室	室		
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
室名	調理室	医務室	便所	その他	合計		
室数	室	室	室	室			
面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			便器	個			

イ ア以外の職員												
職名	勤務形態	勤務時間帯										勤務時間
		～8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時～	
	常勤・非常勤	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	
	常勤・非常勤	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	
	常勤・非常勤	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	
	常勤・非常勤	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	
	常勤・非常勤	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	
常勤換算後の人数 総勤務時間											総勤務時間	
( ) 時間 ÷ 8時間 = ( ) 人												

\* 当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

㉔ 施設に在籍している保育従事者数	人
うち、研修受講の有無	人
保育の質の向上のための研修	人
子育て支援員研修	人
家庭的保育者等研修	人
その他( )	人

\* ㉔については、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必ず記入すること。  
\* 研修の終了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類を添付すること。

㉕ 保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他( )
	※保険契約書別添	保険事故(内容)	
	未加入	保険金額	

㉖ 提携医療機関	機関名	
	所在地	
	電話番号	
	提携内容	

㉗ 施設設備	専用設備		乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室	調理室	医務室
	児童用便所						
	室名	保育室等	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室		
	室数	室	室	室	室		
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
室名	調理室	医務室	便所	その他	合計		
室数	室	室	室	室			
面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			便器	個			

⑭ 施設・設備	屋外遊戯場(園庭)	有 ( m <sup>2</sup> )	無 → 無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所	有・無	
	建物の構造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	れん瓦造	建物の階
	建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他 ( )			
	立地場所	住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅隣接 その他			
⑮ 乳児室の区画	有 ( 専用室 フェンス ベビーベッド 他 )			無	
⑯ 保育室の採光・換気	窓等採光( 良い 普通 悪い ) ・ 窓等換気( 良い 普通 悪い )				
⑰ 便所の設備	保育室との仕切( 有 無 ) ・ 調理室との仕切( 有 無 ) ・ 専用手洗い( 有 無 )				
⑱ 消火用具の設置	有 ( 消火器 他 : )			無	
⑳ 玄関以外の非常口	有 無 → 無の場合の避難器具 有 ( ) 無			無	
㉑ 消防計画	有 ( 届出年月日 年 月 日 ・ 未届 )			無	
㉒ 避難消火訓練	実施 ( 実施回数 回/年 ・ うち、図上訓練 回/年 )			未実施	
㉓ 保育室が2階にある	転落防止設備 ( 窓柵 階段手すり テラス手すり )	適	不適		
	耐火構造の建物 ( 鉄筋コンクリート レンガ 石 )	適	不適		
階段等設備 ( 下表の区分ごとに掲げる設備がそれぞれ1つ以上設けられている )	常用	① 屋内階段 ② 屋外階段	適	不適	
	避難用	① 屋内避難階段 ② バルコニー ③ 傾斜路等 ④ 屋外階段	適	不適	
㉔ 保育室が3階以上にある	転落防止設備 ( 窓柵 階段手すり テラス手すり )	適	不適		
	耐火構造の建物 ( 鉄筋コンクリート レンガ 石 )	適	不適		
階段等設備 ( 下表の区分ごとに掲げる設備が保育室等から30m以内に1つ以上設けられている )	常用	① 屋内避難階段 ② 屋外階段	適	不適	
	避難用	① 屋内避難階段 ② 傾斜路等 ③ 屋外階段	適	不適	
調理室の防火区画 ( 耐火構造の床 壁又は特定防火設備が設けられている。あるいは )	① スプリンクラー設備 ② 自動消火設備かつ延焼防止措置 のいずれか1つが設けられている。	適	不適		
	保育室の壁・天井が不燃材料仕上げ 非常警報器具または非常警報設備 カーテン、敷物、建具等の防災処理	適	不適		
㉕ 保育計画の策定	有 ( 年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標 )			無	
㉖ 入浴等を必要とする児童の取り扱い	24時間保育で、3日以上継続して在園する児童の入浴、汚れたときなどの対処	有 ( 週 回 )	無		
		入浴 清拭	無		
㉗ 外遊び、外気浴の実施	実施 ( 毎日 回/1週間 )			未実施	

⑭ 施設・設備	屋外遊戯場(園庭)	有 ( m <sup>2</sup> )	無 → 無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所	有・無	
	建物の構造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	れん瓦造	建物の階
	建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他 ( )			
	立地場所	住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅隣接 その他			
⑮ 乳児室の区画	有 ( 専用室 フェンス ベビーベッド 他 )			無	
⑯ 保育室の採光・換気	窓等採光( 良い 普通 悪い ) ・ 窓等換気( 良い 普通 悪い )				
⑰ 便所の設備	保育室との仕切( 有 無 ) ・ 調理室との仕切( 有 無 ) ・ 専用手洗い( 有 無 )				
⑱ 消火用具の設置	有 ( 消火器 他 : )			無	
⑳ 玄関以外の非常口	有 無 → 無の場合の避難器具 有 ( ) 無			無	
㉑ 消防計画	有 ( 届出年月日 平成 年 月 日 ・ 未届 )			無	
㉒ 避難消火訓練	実施 ( 実施回数 回/年 ・ うち、図上訓練 回/年 )			未実施	
㉓ 保育室が2階にある	転落防止設備 ( 窓柵 階段手すり テラス手すり )	適	不適		
	耐火構造の建物 ( 鉄筋コンクリート レンガ 石 )	適	不適		
階段等設備 ( (い) 柵及び(ろ) 柵に掲げる設備がそれぞれ1つ以上設けられている )	(い)	① 屋内階段 ② 屋外階段	適	不適	
	(ろ)	① 屋内避難階段 ② バルコニー ③ 傾斜路等 ④ 屋外階段	適	不適	
㉔ 保育室が3階以上にある	転落防止設備 ( 窓柵 階段手すり テラス手すり )	適	不適		
	耐火構造の建物 ( 鉄筋コンクリート レンガ 石 )	適	不適		
階段等設備 ( (い) 柵及び(ろ) 柵に掲げる設備が保育室等から30m以内にそれぞれ1つ以上設けられている )	(い)	① 屋内避難階段 ② 屋外階段	適	不適	
	(ろ)	① 屋内避難階段 ② 傾斜路等 ③ 屋外階段	適	不適	
調理室の防火区画 ( 耐火構造の床 壁又は特定防火設備が設けられている。あるいは )	① スプリンクラー設備 ② 自動消火設備かつ延焼防止措置 のいずれか1つが設けられている。	適	不適		
	保育室の壁・天井が不燃材料仕上げ 非常警報器具または非常警報設備 カーテン、敷物、建具等の防災処理	適	不適		
㉕ 保育計画の策定	有 ( 年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標 )			無	
㉖ 入浴等を必要とする児童の取り扱い	24時間保育で、3日以上継続して在園する児童の入浴、汚れたときなどの対処	有 ( 週 回 )	無		
		入浴 清拭	無		
㉗ 外遊び、外気浴の実施	実施 ( 毎日 回/1週間 )			未実施	

⑩ 備えられている遊具等	玩具 ( ) 絵本 机 椅子 楽器 ( ) 他 ( )
⑪ 職員の研修等の参加状況	参加 (研修名等: 年 月 参加者数 (名)) (研修名等: 年 月 参加者数 (名)) (研修名等: 年 月 参加者数 (名))

\* ⑩については、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必ず記入すること。

⑫ 研修の実施状況	保育従事者の質の向上を図る研修を定期的実施 (年 回)	未実施
⑬ 安全管理・事故防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的実施している (年 回) 安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している 消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている	有 無 有 無
⑭ 保護者との連絡状況	献立表の配布 施設だよりの配布 連絡帳の作成 緊急連絡表の作成	有 無 有 無 有 無 有 無
⑮ 保護者及び施設利用希望者の保育室等の見学	実施 未実施	
⑯ 衛生管理	保育室の清掃方法・回数 便所の清掃方法・回数 調理室の清掃方法・回数 食器の消毒・保管方法	哺乳ビンの消毒・保管方法 衣類の洗濯・消毒方法 寝具の乾燥・消毒方法 玩具類の洗濯・消毒方法
⑰ 給食	朝食 昼食 夕食 献立表の作成 乳児食 (離乳食) 食品の保存	有 (主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他) 無 (弁当持参 家庭で食事 その他) 特に決めていない 有 (主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他) 無 (弁当持参 家庭で食事 その他) 特に決めていない 有 (主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他) 無 (弁当持参 家庭で食事 その他) 特に決めていない 朝食用 有 ( 週間献立 ) 無 昼食用 有 ( 週間献立 ) 無 夕食用 有 ( 週間献立 ) 無 有 ( 施設で調理 調理済み市販 家から持参 その他 ) 無 冷蔵庫 その他 ( )
⑱ 登園時の健康状態観察	有 ( 体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他 )	無
⑲ 降園時の個別検査	有 ( 服装 外傷 清潔 他 )	無
⑳ 児童の発育チェック	実施 ( 身長測定 体重測定 その他 )	未実施
㉑ 児童の健康診断	入所時 入所後	施設で実施 診断書の提出 母子健康手帳で確認 施設で実施 診断書の提出 母子健康手帳で確認 ・ 回/年 未実施 未実施
㉒ ケガや病気の時の措置	保護者への連絡 医療機関への受診 その他 ( )	
㉓ 職員の健康診断	採用時 採用後	実施 ( 施設で実施 診断書の提出 その他 ) 未実施 実施 ( 施設で実施 診断書の提出 その他 ) 未実施
㉔ 調理・調乳者の検便	実施 ( 毎月 隔月 回/年 )	未実施

⑩ 備えられている遊具等	玩具 ( ) 絵本 机 椅子 楽器 ( ) 他 ( )
⑪ 職員の研修等の参加状況	参加 (研修名等: 年 月 参加者数 (名)) (研修名等: 年 月 参加者数 (名)) (研修名等: 年 月 参加者数 (名))

\* ⑩については、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必ず記入すること。

\* 研修の終了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類を添付すること。

⑫ 研修の実施状況	保育従事者の質の向上を図る研修を定期的実施 (年 回)	未実施
⑬ 安全管理・事故防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的実施している (年 回) 安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している 消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている	有 無 有 無
⑭ 保護者との連絡状況	献立表の配布 施設だよりの配布 連絡帳の作成 緊急連絡表の作成	有 無 有 無 有 無 有 無
⑮ 保護者及び施設利用希望者の保育室等の見学	実施 未実施	
⑯ 衛生管理	保育室の清掃方法・回数 便所の清掃方法・回数 調理室の清掃方法・回数 食器の消毒・保管方法	哺乳ビンの消毒・保管方法 衣類の洗濯・消毒方法 寝具の乾燥・消毒方法 玩具類の洗濯・消毒方法
⑰ 給食	朝食 昼食 夕食 献立表の作成 乳児食 (離乳食) 食品の保存	有 (主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他) 無 (弁当持参 家庭で食事 その他) 特に決めていない 有 (主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他) 無 (弁当持参 家庭で食事 その他) 特に決めていない 有 (主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他) 無 (弁当持参 家庭で食事 その他) 特に決めていない 朝食用 有 ( 週間献立 ) 無 昼食用 有 ( 週間献立 ) 無 夕食用 有 ( 週間献立 ) 無 有 ( 施設で調理 調理済み市販 家から持参 その他 ) 無 冷蔵庫 その他 ( )
⑱ 登園時の健康状態観察	有 ( 体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他 )	無
⑲ 降園時の個別検査	有 ( 服装 外傷 清潔 他 )	無
⑳ 児童の発育チェック	実施 ( 身長測定 体重測定 その他 )	未実施
㉑ 児童の健康診断	入所時 入所後	施設で実施 診断書の提出 母子健康手帳で確認 施設で実施 診断書の提出 母子健康手帳で確認 ・ 回/年 未実施 未実施
㉒ ケガや病気の時の措置	保護者への連絡 医療機関への受診 その他 ( )	
㉓ 職員の健康診断	採用時 採用後	実施 ( 施設で実施 診断書の提出 その他 ) 未実施 実施 ( 施設で実施 診断書の提出 その他 ) 未実施
㉔ 調理・調乳者の検便	実施 ( 毎月 隔月 回/年 )	未実施

⑤⑤ 備えられている医薬品	体温計 水まくら類 外用・消毒薬 絆創膏類 他( )			
⑤⑥ 感染症への対応	再登園にあたっての取扱い(かかりつけ医とのやり取りを記載した書面等の提出 有 未実施)			
	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等の共用防止 実施 未実施			
⑤⑦ 乳幼児突然死症候群の予防	睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察		実施	未実施
	仰向け寝		実施	未実施
	保育室での禁煙の厳守		実施	未実施
安全確保	○安全対策 適 不適		各室内に危険物がない、放置物品がない、暖房器具の固定、燃焼部の覆い、書庫等の転倒防止、棚等からの落下物防止などの安全対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。	
	(保育室 玄関 非常口 階段 通路 台所 便所 浴室 ベランダ 園庭 門扉)			
	○事故防止 適 不適		施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行うなど、児童が危険な場所等へ進入しないような対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。	
	○緊急時の対策 適 不適		不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されている場合は適、されていない場合は不適とする。	
⑤⑨ 利用者等への情報提供	サービス内容等の掲示		実施	未実施
	利用者への契約時の書面交付		実施	未実施
	利用予定者への契約内容等の説明		実施	未実施
⑥⑩ 児童票の作成状況	有(家庭状況 既往症 健康状況 成長記録 健康診断記録)			無
⑥⑪ 帳簿の作成、整備状況	職員名簿(履歴書)	有 無	児童出席表	有 無
	資格証明書	有 無	施設平面図	有 無
	職員の雇用状況がわかる書類(雇用通知書、賃金台帳等)		有	無
⑥⑫ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL				
⑥⑬ 企業主導型保育事業による運営費助成(予定)の有無	有 ・ 無			

(添付書類)

1. (利用料金の記載に当たり、当様式により難い場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
2. 有資格者(保育士、看護師・准看護師)について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
3. 認可外指選監督基準第1の1.(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
4. マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
5. 企業主導型保育事業による運営費助成を受ける予定の場合は、通知され次第、企業主導型保育事業運営費助成決定通知書
6. 施設平面図、パンフレットなど施設の運営状況を把握する上で参考となる資料

⑤⑤ 備えられている医薬品	体温計 水まくら類 外用・消毒薬 絆創膏類 他( )			
⑤⑥ 感染症への対応	再登園にあたっての取扱い(かかりつけ医の <u>治療証明</u> 等の提出 有 未実施)			
	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等の共用防止 実施 未実施			
⑤⑦ 乳幼児突然死症候群の予防	睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察		実施	未実施
	仰向け寝		実施	未実施
	保育室での禁煙の厳守		実施	未実施
安全確保	○安全対策 適 不適		各室内に危険物がない、放置物品がない、暖房器具の固定、燃焼部の覆い、書庫等の転倒防止、棚等からの落下物防止などの安全対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。	
	(保育室 玄関 非常口 階段 通路 台所 便所 浴室 ベランダ 園庭 門扉)			
	○事故防止 適 不適		施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行うなど、児童が危険な場所等へ進入しないような対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。	
	○緊急時の対策 適 不適		不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されている場合は適、されていない場合は不適とする。	
⑤⑨ 利用者等への情報提供	サービス内容等の掲示		実施	未実施
	利用者への契約時の書面交付		実施	未実施
	利用予定者への契約内容等の説明		実施	未実施
⑥⑩ 児童票の作成状況	有(家庭状況 既往症 健康状況 成長記録 健康診断記録)			無
⑥⑪ 帳簿の作成、整備状況	職員名簿(履歴書)	有 無	児童出席表	有 無
	資格証明書	有 無	施設平面図	有 無
	職員の雇用状況がわかる書類(雇用通知書、賃金台帳等)		有	無
⑥⑫ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL				

\* マッチングサイトのページを印刷する等、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類を添付すること。

※ 施設平面図、パンフレット、料金表等を添付してください。



記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
- ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【③】・NPO法人……特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人……上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
- ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

【⑦】 管理者名は、施設長等貴施設における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入してください。

【⑩】 系列施設数は、当運営状況報告の対象施設を含めた数を記入し、対象施設の所在する都道府県内にある系列施設数を内数として記入してください。

24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じ、開所を行う場合にその時間を記入してください。

【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴施設において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるものを○で囲んでください。

利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴施設において職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。また、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、（一）内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲してください。

【⑯】 運営状況報告記入日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。一時預かりの児童数は（ ）内に再掲してください。「学童」は運営状況報告記入日に預かった小学生以上の児童数を記入してください。

【⑱～⑲】

運営状況報告記入日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務していた時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【⑳】 管理栄養士と栄養士のそれぞれの人数を記入してください。0人の場合は、「0」と記入してください。

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
- ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【③】・NPO法人……特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人……上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
- ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

【⑦】 管理者名は、施設長等貴施設における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入してください。

【⑩】 系列施設数は、当運営状況報告の対象施設を含めた数を記入し、対象施設の所在する都道府県内にある系列施設数を内数として記入してください。

24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じ、開所を行う場合にその時間を記入してください。

【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴施設において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるものを○で囲んでください。

利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴施設において職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。

【⑯】 運営状況報告記入日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。一時預かりの児童数は（ ）内に再掲してください。「学童」は運営状況報告記入日にあずかった小学生以上の児童数を記入してください。

【⑱～⑲】

運営状況報告記入日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務していた時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【⑳】 管理栄養士と栄養士のそれぞれの人数を記入してください。0人の場合は、「0」と記入してください。

【㉒～㉓】

職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴施設における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務する時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【㉔】 保育に従事している職員の**有資格者数並びに認可外指導監督基準第1の1（2）**で定める研修の修了者について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は記入してください。

【㉕】 保険加入状況については、入所児童に関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含めなくてください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【㉖】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

【㉗】 ○専用設備  
貴施設において当てはまる専用設備全てを○で囲んでください。なお、○で囲んだ専用設備については、室数、面積等を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の区分けなく1室で保育している場合、これらのいずれも○で囲まず、保育室等の欄に面積を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。

- ・乳児室……………乳児（1歳に満たない児童）のための部屋
- ・ほふく室……………はいはい（手足を使ってはい進む）するための部屋

○屋外遊戯場（園庭） ……園庭。付近の公園等共用の遊び場は含みません。

○建物の形態  
貴施設として利用されている建物の形態について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。  
・専用建物……………保育専用を使用している一戸建て施設  
・集合住宅……………マンション等の一部を保育に使用している場合  
・事務所ビル……………事務所が主なビルの一部を保育に使用している場合  
・業務用ビル……………事務所ビル以外のビルの一部を保育に使用している場合  
・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

○立地場所  
貴施設の立地場所について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。  
・住宅地……………住宅が主となる場所  
・オフィス街……………事務所や会社が建ち並んでいる場所  
・商店街……………商店が建ち並んでいる場所。駅建物内や駅前にある場合は「駅ビル・駅隣接」を○で囲んでください。  
・工業地……………工場が主となる場所  
・駅ビル・駅隣接……………駅舎と一体となったビル、駅近隣となる場所（近隣の目安は駅から徒歩5分以内。）  
・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

【㉘】 職務に従事する全ての職員（施設長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。  
※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。

【㉙】 貴施設における研修の実施状況について、実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。

【㉚】 貴施設における安全管理・事故防止の取組について、研修を実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。

【㉛】 朝食、昼食、夕食ごとにあてはまるもの1つを○で囲んでください。  
・主に施設で調理……………主に施設で給食を調理している場合。単なる加熱等のみの場合は含みません。  
・主に仕出し弁当……………主に施設で弁当等を購入している場合。  
・弁当持参……………保護者により弁当が用意されている場合。従って、店で購入したものでも保護者が用意したものは含まれます。  
・なし……………該当する時間帯に開所していない場合。給食がない場合。

【㉜】、【㉝】 児童の健康診断、職員の健康診断のうち、「入所後」、「採用後」については、運営状況報告記入日の年度の実施状況で、それぞれあてはまるもの1つを○で囲んでください。

【㉞】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する施設においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、施設自らのウェブサイトを利用して、保護者と施設とが相互に連絡する場合は除きます。

【㉟】 企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無を記入してください。助成を受ける予定の場合は、「企業主導型保育事業運営費助成決定通知書」を後日添付してください。

【㉒～㉓】

職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴施設における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務する時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【㉔】 保育に従事している職員の**これまでの研修の受講状況**について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は**研修の受講状況について**記入してください。  
※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。

【㉕】 保険加入状況については、入所児童に関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含めなくてください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【㉖】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

【㉗】 ○専用設備  
貴施設において当てはまる専用設備全てを○で囲んでください。なお、○で囲んだ専用設備については、室数、面積等を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の区分けなく1室で保育している場合、これらのいずれも○で囲まず、保育室等の欄に面積を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。

- ・乳児室……………乳児（1歳に満たない児童）のための部屋
- ・ほふく室……………はいはい（手足を使ってはい進む）するための部屋

○屋外遊戯場（園庭） ……園庭。付近の公園等共用の遊び場は含みません。

○建物の形態  
貴施設として利用されている建物の形態について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。  
・専用建物……………保育専用を使用している一戸建て施設  
・集合住宅……………マンション等の一部を保育に使用している場合  
・事務所ビル……………事務所が主なビルの一部を保育に使用している場合  
・業務用ビル……………事務所ビル以外のビルの一部を保育に使用している場合  
・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

○立地場所  
貴施設の立地場所について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。  
・住宅地……………住宅が主となる場所  
・オフィス街……………事務所や会社が建ち並んでいる場所  
・商店街……………商店が建ち並んでいる場所。駅建物内や駅前にある場合は「駅ビル・駅隣接」を○で囲んでください。  
・工業地……………工場が主となる場所  
・駅ビル・駅隣接……………駅舎と一体となったビル、駅近隣となる場所（近隣の目安は駅から徒歩5分以内。）  
・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

【㉘】 職務に従事する全ての職員（施設長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。**ただし、運営状況報告記入日の年度に参加した研修が3回以上の場合、その全てを記入してください。**  
※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。

【㉙】 貴施設における研修の実施状況について、実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。

【㉚】 貴施設における安全管理・事故防止の取組について、研修を実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。

【㉛】 朝食、昼食、夕食ごとにあてはまるもの1つを○で囲んでください。  
・主に施設で調理……………主に施設で給食を調理している場合。単なる加熱等のみの場合は含みません。  
・主に仕出し弁当……………主に施設で弁当等を購入している場合。  
・弁当持参……………保護者により弁当が用意されている場合。従って、店で購入したものでも保護者が用意したものは含まれます。  
・なし……………該当する時間帯に開所していない場合。給食がない場合。

【㉜】、【㉝】 児童の健康診断、職員の健康診断のうち、「入所後」、「採用後」については、運営状況報告記入日の年度の実施状況で、それぞれあてはまるもの1つを○で囲んでください。

【㉞】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する施設においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、施設自らのウェブサイトを利用して、保護者と施設とが相互に連絡する場合は除きます。

(様式 5 - 2 : 報告徴収)

番 号  
日 付

(施設設置者、管理者) 殿

〇〇〇〇

運営状況について (照会)

貴殿の設置 (管理) する〇〇〇について、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 59 条第 1 項及び 59 条の 2 の 5 の規定に基づき、別紙により当職あて 月 日までご報告ください。

なお、正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第 62 条第 7 号の規定により、罰則が適用される場合があります。

また、次のような事例が生じた場合についても、速やかにご報告ください。

- (1) 責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合 (死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等)
- (2) 当該施設に 24 時間、かつ、週のうちおおむね 5 日程度以上入所している児童がいる場合

おって、児童福祉法の趣旨、仕組み等は参考のとおりですので、ご承知おき願います。

(参考)

保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について

1 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営 (児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等) に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

(様式 5 - 2 : 報告徴収)

番 号  
日 付

(施設設置者、管理者) 殿

〇〇〇〇

運営状況について (照会)

貴殿の設置 (管理) する〇〇〇について、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 59 条第 1 項及び 59 条の 2 の 5 の規定に基づき、別紙により当職あて 月 日までご報告ください。

なお、正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第 62 条第 7 号の規定により、罰則が適用される場合があります。

また、次のような事例が生じた場合についても、速やかにご報告ください。

- (1) 責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合 (死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等)
- (2) 当該施設に 24 時間、かつ、週のうちおおむね 5 日程度以上入所している児童がいる場合

おって、児童福祉法の趣旨、仕組み等は参考のとおりですので、ご承知おき願います。

(参考)

保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について

1 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営 (児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等) に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

## 2 法的根拠

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事の認可を受けていないものについても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。(児童福祉法第59条第1項、第59条の2の5)

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第62条第7号)

## 3 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。(児童福祉法第59条第3項～第5項)

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第61条の4)

4 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

なお、消防部局、衛生部局等においても消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、これに従って改善措置をとる必要があることにも留意して下さい。

この文書の照会先  
.....

## 2 法的根拠

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事の認可を受けていないものについても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。(児童福祉法第59条第1項、第59条の2の5)

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第62条第7号)

## 3 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。(児童福祉法第59条第3項～第5項)

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第61条の4)

4 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

なお、消防部局、衛生部局等においても消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、これに従って改善措置をとる必要があることにも留意して下さい。

この文書の照会先  
.....